

安野直著

『ロシアの「LGBT」—性的少数者の過去と現在』（群像社、2019年）

*Roshia no LGBT: seiteki shōsūsha no kako to genzai (LGBT in Russia: A Contemporary History of Sexual Minorities). By Yasuno Sunao. Gunzōsha, 2019.*

ストーンウォールの反乱が起き進歩的な社会運動が起こる一方できわめて保守的な性道徳によってセクシュアルマイノリティが苦しめられるアメリカ、手厚い社会福祉制度を携え多様な性が制度上も世論上も社会に包摂され

ている北欧諸国、女性差別と同性愛差別の著しいイスラム圏に、性の多様性が観光産業とも結びつくタイ…。国や地域による態度の違いは、性の多様性についての言論の中につねに一定数存在する。虚実が入り混じり単純化を施されたそれらの語りは、ときにはナショナリズムやオリエンタリズムを発動させながら、性の多様性に関するグローバルな現実を形成していく。2000年度以降、クィア・グローバリゼーション研究(Cruz-malavé & Manalansan IV: 2002; Picq& Thiel: 2015)やホモナショナリズム研究(Puar 2007)が明らかにしてきたのは、その複雑な様相であった。

それゆえ、2000年代以降の性の多様性に関する研究においては、他の国や地域で性の多様性がどのように認識され、セクシュアルマイノリティはどのような生を営んでいるのかを調査し考察するものがひとつの分厚い層を形成している。2010年代以降は、諸外国・諸地域の性の多様性に関する状況について日本語で読める論文や書籍も増加してきた。そして、その流れの中に位置づけるのがこの書評でとりあげる安野直『ロシアの「LGBT」—性的少数者の過去と現在』

(群像社、2019)である。「一部の事実が断片的に切り取られ、否定的な側面のみがことさら強調されているように思える」(p.7)ロシアの「LGBT」をめぐる報道に対し、歴史を追いかけ今を生きるセクシュアルマイノリティ当事者にもインタビューをおこなうことで、より確かな知識を提示しようとする著者の姿勢は、セクシュアルマイノリティに対する世界的な差別や抑圧の解消に資するものであると評者は考える。本稿ではまず本書の内容を簡単に要約し、その上で本書に対しいくつかのコメントをくわえたい。

第1章では男性同性愛を中心に中世からソヴィエト連邦成立以前のロシアにおけるセクシュアルマイノリティへの認識の歴史を追いかける。中世においては、男性間の性行為は宗教的あるいは倫理的に好ましくないという建前は存在したものの、法的には罰則はなかった。この点は、中世後期からヨーロッパにおいて男性間の性行為が法律上の重罪になったこととは対照的である。1700年代にはピョートル大帝が西欧化政策の一環として軍人の男性間性行為を禁止するが、適用は少なかった。1832年、男性間の性行為は刑法による罰則の対象になる。この刑法はドイツのヴュルテンベルク王国の法を模倣したものであり、またこの模倣は宗教心と市民道徳の涵養を目的としたものであった。1890年度前後には、ヨーロッパから性科学が流入し、人格としての「同性愛者」がロシアで誕生する。

第2章では同性愛を中心にソヴィエト期のセクシュアルマイノリティへの認識が検討される。ソヴィエト期のはじめにおいて、同性愛は病気ではあるものの脱犯罪化されていた。この方針は西欧に対するソヴィエトの先進性を示すものとされていたが、スターリン時代に男性間の性行為は厳罰化される。スターリン死去後も罰則は残り文化統制も強化されるが、この時期には、地下出版をひとつの契機とする、現在につながってゆく「LGBT」コミュニティの萌芽を見て取ることもできる。ソ連崩壊直前の1980年代後半には、同性愛者やトランスジェンダーの情報が顕在化していく。

第3章ではソ連以降の「LGBT」運動が三つの波に整理される。第一の波は、エイズの蔓延、グラスノスチ(情報公開)による「LGBT」の可視化から1993年の同性愛の脱犯罪化へつながる流れである。第二の波は、1990年代のインターネットの発達から、ICD(国際疾患分類)を受け入れ1999年に同性愛が脱病理化されるまでの流れである。第三の波は、2005年終りからの「ゲイ・ロシアプロジェクト」や「ロシアLGBTネットワーク」といった社会運動団体の活動の興隆をさす。ただし、この第三の波においては、「LGBT」内部の軋轢も顕在化した。

第4章ではいよいよロシアの現在に焦点が当てられる。2013年、いわゆる「同性愛宣伝禁止法」が成立する。この法律によって「非伝統的性関係」の未成年(18歳未満)への宣伝の禁止に行政罰が与えられる一方、トランスジェンダーの性別変更への手続きの整備において手術要件が含まれないなど、ある種の「進歩的」な制度も実現している(ただし、ロシアにおいて性別変更者はあくまでも「トランスセクシュアル」という精神疾患の患者として認識される)。著者は本書の最後に、現代のLGBTの問題をトランスジェンダーの活動家へのインタビューにて明らかにする。トイレの問題、ロシア語特有の動詞過去形のジェンダーの問題などがインタビューの中で話題になっている。

以上、きわめて大まかにではあるが本書の内容を要約した。

本書の美点として、性の多様性に関するロシアにおける状況がコンパクトによくまとまっている、という点を評者はまず挙げたい。「『寛容』と『抑圧』とのあいだを、振り子のように行きつ戻りつする往還の運動」(p.7)、とりわけヨーロッパあるいは西欧との関係性の中で性の多様性に関する政策が決定され、自らのナショナル・アイデンティティに反映される様子の記述を、評者は大変興味深いものとして読んだ。

また、本書においては、法制度、医学制度についてだけでなく、文芸作品への言及が多い点も興味深い。同性婚や性別適合手術ばかりがとりあげられる日

本の現状においては、性の多様性の問題はどうしても「生物学的身体」と「法的権利」の問題に還元されやすい。しかし、性の多様性は、ある国や地域が自らをどのように自己記述するかというすぐれて文化的な問題にもかかわっている。その意味では、性の多様性に対するよくある「ものの見方」を相対化する視点を、ロシアを題材にすることで本書は提供できていると言えるのではないだろうか。

他方、本書には、もう少し丁寧に記述をしてほしかったと評者には思える点も存在する。

第一に、性の多様性をめぐるロシアの歴史を丁寧に理解することはできるが、どんな点が「ロシア固有」なのかについての理解を容易にするための補足的な説明が足りないように評者には思える。たとえば、性科学の流入によって人格としての「同性愛者」が誕生する、という歴史的变化は、ヨーロッパ諸国や日本においても観察できる、それなりに一般的な現象である。しかし、本書の読者の中にはそのような前提知識を持っていない人も当然いるだろう。それらの読者にとっては、「同性愛者の誕生」という事象自体が、ロシアに固有の興味深い現象と思えるかもしれない。ロシアの「固有性」なるものを安易に設定することは本稿冒頭で述べた「単純化」に陥る危険も抱えるが、読者の理解に資するため、歴史の流れに外在的な注釈を本文中に適切に挿入してほしかった（安易でない適切な注釈こそ、まさに専門家にしかできないことであろう、と評者は考えている）。

第二に、本稿がとりあげる歴史的な事象と、「LGBT」という現代的な概念とのずれがほとんど言及されていないことは、やはり少し問題なのではと評者は考える。p.8-9で、「LGBT」という語を本書で使用するという方針について丁寧に説明されており、現在のロシアでこの語が流通している点についても記述がある。しかし、歴史的には、「LGBT」あるいは性的指向・性自認といったものではない概念で性の多様性が理解されていた時期がロシアにもあったはずである。その認識枠組こそ、ロシアの「固有性」のひとつなのではないだろう

か。先述のクィア・グローバリゼーション研究の中には、「同性愛」「トランスジェンダー」あるいは「LGBT」といった概念がグローバルに流通することで、性の多様性に関する各地固有の文化が変容する（変容してしまう）ことを扱ったものも多い。裏を返せば、「LGBT」以前の性の多様性について慎重に描くことこそ、現在必要とされている作業なのである。その観点から本書を読むと、「男の放蕩（ムジェブルヂエ）」「男の床（ムジェロージストヴォ）」といった単語は出てくるものの、たとえば「女性同性愛」や「トランスジェンダー」に還元されていく現象がかつてなんと呼ばれ、現在と異なるどのような認識枠組みのもとに理解されていたかはあまりわからない。この点については、ぜひ今後の研究を通じて明らかにしてほしいと評者は考える。

もともと、以上の二点は、どちらかというとな本書の内容を超える地点にどのような課題が待っているか、という指摘として理解してもらえば十分である。すなわち、『ロシアの「LGBT」』というタイトルがまさに示しているように、ロシアの「LGBT」について知るための最初の一冊として本書が高い意義を持つことを否定するための指摘ではない。本書を出発点に、ロシアにおける性の多様性に関するさまざまな研究が生み出され（そしてそれが日本語で読めるようになってい）ていくだろうことを期待して、本稿を終えたいと思う。